

来庁者の皆様へ

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
予防関係書類に係る届出、申請及び打合せ等について**

(令和3年5月20日現在)

1 事前連絡について

消防本部予防課又は消防署・分署へ予防関係書類を持参し、届出、申請を行う場合や消防同意、危険物許認可事務、消防用設備等の設置等に係る打合せなどを行う場合は、群馬県による「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度等に応じて、以下のとおり対応していただきますようお願いいたします。

警戒度 1～3	: 事前連絡は不要です。
警戒度 4	: 事前連絡をお願いします。
まん延防止等重点措置	: //
緊急事態措置	: //

なお、事前連絡の際には、以下の項目を職員へ伝えてください。

- ① 来庁日（土日祝日を除く。）
- ② 来庁時刻（9時00分から16時00分までの間。）
- ③ 来庁人数（3密を防ぐため最小限としてください。）
- ④ 来庁目的

また、警戒度4以上となった場合は、手数料の発生する書類（危険物施設許可申請書等）以外は、郵送による受付も実施しています。

【郵送時の留意事項】

- ① 正・副2部提出が必要な書類の場合は、2部提出する。
- ② 返信に必要な料金分の切手を貼付した封筒1通を同封する。
- ③ 書類の訂正等に必要な連絡先等を明記する。

☎問い合わせ先

・ 渋川広域消防本部	予防課	TEL : 0279-25-4193
・ 渋川広域消防署		TEL : 0279-25-0119
・ 渋川広域消防署	東分署	TEL : 0279-56-2926
・ 渋川広域消防署	西分署	TEL : 0279-72-2199
・ 渋川広域消防署	南分署	TEL : 0279-54-2064
・ 渋川広域消防署	北分署	TEL : 0279-53-3513

2 打合せについて

警戒度4以上の場合、消防本部予防課での打合せ等は、原則として消防本部事務室ではなく、別室で行います。